

埼玉県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

埼玉県A地区においては、令和2年2月1日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

なお、同協会に加入していない事業者は埼玉県B地区にはおりません。

1 運賃を改定した事業者数 11社

(注) 集計事業者は、休止している事業者等3社を除く8社である。

2 平均増収率 -0.57%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率 4.46%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月から令和元年8月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年3月から令和4年8月)
268,570円	280,548円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布 (一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
2社	0社	2社	0社	1社	1社	2社	8社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
5社	0社	1社	1社	0社	1社	0社	0社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	0社	8社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の全部について軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 1社
- ・労働者負担を採用していない事業者数 7社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・特別手当・皆勤手当を創設した事業者数 1社

(3) その他運賃改定に伴う改善

- ・労働時間を短縮した事業者数 1社

以上

<問い合わせ先>

埼玉運輸支局 輸送担当

担当者 細野 須藤

連絡先 048-624-1835（内線3）

<配布先>

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）